令和　　年　　月　　日

岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託

○○・□□・△△共同企業体協定書（案）

　（名称）

第１条　本設計共同体は、岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託○○・□□・△△設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

　（目的）

第２条　共同体は、次の業務を共同して行うことを目的とする。

　(1)　岐阜市が発注する岐阜薬科大学新キャンパス整備基本設計等業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「設計業務」という。）

　(2)　前号に附帯する業務

　（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、令和○年○月○日に成立し、設計業務の委託契約の履行後３箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　設計業務を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、岐阜市と第三者が当該設計業務に係る委託契約を締結した日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称等）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　住　　　　所：

　　　　　商号又は名称：

　　　　　住　　　　所：

　　　　　商号又は名称：

　　　　　住　　　　所：

　　　　　商号又は名称：

　（代表構成員の名称）

第６条　共同体は、（商号又は名称）○○設計事務所を代表構成員とする。

　（代表構成員の権限）

第７条　共同体の代表構成員は、設計業務の履行に関し、共同体を代表してその権限を行うこと

を名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに見積書の提出、業務

委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限

を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を

含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章に規定する著作者の権

利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表構成員である企

業に委任するものとする。

３　共同体の解散後に共同体の代表構成員である企業が破産又は解散した場合においては、前項

に規定する当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表構成員である企業以外の構成員

である一つの企業に対してその他の構成員である企業が委任する。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該設計業務の一部について発

注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　○○設計事務所　　　○○％

　　　　　○○設計事務所　　　○○％

　　　　　○○設計事務所　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものと

する。

　（運営委員会）

第９条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、設計業務の請負契約の履行及び下請契約その他設計業務の実施に伴い共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

２　前項に定めるもののほか、構成員は、委託契約に関し連帯して責任を負う。

　（取引金融機関）

第１１条　共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（構成員の必要経費の分配）

第１２条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

　（共通費用の分担）

第１３条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

　（構成員の相互間の責任の分担）

第１４条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、共同体が設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者

の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただ

し、残存構成員のみでは適正な契約の履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者

の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を含む構成員が共同連帯し

て破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１４条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１８条　共同体が解散した後においても、本業務に瑕疵があったときは、各構成員が共同連帯してその責を負うものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○設計事務所ほか○社は、上記のとおり整備基本設計等業務委託○○・□□・△△設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その１通を保有するほか発注者に１通提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

代表構成員　　住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　　印

構成員　　住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　　印

構成員　　住所

商号又は名称

代表者名　　　　　　　代表取締役　○○　○○　　　印